

# 令和6年度 第1回 医療勤務環境改善セミナーのご案内

## 医師の働き方改革と 追加的健康確保措置の実務対応

令和6年度から、医師の時間外及び休日労働の上限規制が適用され、勤務間インターバル、代償休息、面接指導といった追加的健康確保措置が法制化されました。

さらに、医療法などの法令に基づき、病院や診療所の管理者には、勤務医の健康状態の把握及び適切な対応体制の整備が義務付けられています。これには、副業や兼業を含めた労働時間の通算把握と、月1回以上の面接指導の必要性の確認等が含まれています。追加的健康確保措置の実施状況は、医療法第25条に基づく立入検査（医療監視）の確認項目となっており、A水準の医療機関でも、必要な面接指導を実施しなかった場合は、医療法違反となります。

本セミナーでは、医師の働き方改革や追加的健康確保措置の概要と実務上の対応ポイント等について説明します。

講師：原子社会保険労務士事務所

認定登録 医業経営コンサルタント・特定社会保険労務士 原子修司

令和6年8月30日(金) 14:00～15:40  
(講義90分、質疑応答10分)

①ZOOMウェビナーでライブ視聴

②後日、YouTubeの限定公開でアーカイブ視聴

<対象> 島根県内 医療機関の経営層及び医療従事者、担当者等

<受講料> 無料 <申込締切> ①ライブ視聴 令和6年8月26日(月)まで  
②アーカイブ視聴 令和6年9月26日(木)まで

### <申込方法>

以下の申込フォームから、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

フォームQR

<https://form.run/@shimane-kinnkai-r6-01>



②のアーカイブ映像は令和6年9月30日(月)まで視聴可能です。

やむを得ず期限内に視聴できない場合は、別途ご連絡ください。

申込フォームを利用いただけない場合は、[kikaku@jahmc.or.jp](mailto:kikaku@jahmc.or.jp) までご連絡ください。

ご記入いただいた個人情報の保管、管理については適切かつ十分な対策を講じ、ご本人の承諾無く第三者に提供することは一切ありません。